

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月30日

京都市長 門川大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市左京区岩倉忠在地町, 同区岩倉西河原町, 同区岩倉下在地町, 同区岩倉木野町, 同区岩倉大鷲町, 同区岩倉幡枝町及び同区岩倉中町の各一部

4 事業施行期間

昭和53年12月21日から平成32年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所

6 事業計画の決定の年月日

昭和53年12月21日

7 事業計画の変更の年月日

平成25年8月30日

(建設局都市整備部整備推進課)